

(報道発表資料)

変更

(配布日：令和6年11月20日)

(2(1) 申請受付期間を令和7年1月15日(水)まで延長します。)



令和6年5月17日

京都市環境政策局

担当：地球温暖化対策室

電話：075-222-4555

既存住宅の
脱炭素転換を支援

令和6年度京都市脱炭素先行地域づくり事業における 既存住宅の断熱改修等補助の申請受付開始

京都市では、国が進める「脱炭素先行地域^{※1}」に選定され、「京都の文化・暮らしの脱炭素で地域力を向上させるゼロカーボン古都モデル」の創出に取り組んでいます。

その取組の一つとして住まいの脱炭素転換を進めており、この度、既存住宅のZEH(ゼッチ)^{※2}水準化を促進するため、断熱改修に係る費用と太陽光発電設備や蓄電池、省エネ機器(エアコン、調光式LED照明等)の導入に係る費用を支援します。

※1 2050年カーボンニュートラルに向け、2030年度までに民生部門(家庭・業務部門)の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロを目指す地域

※2 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略称で、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなる住宅

1 令和6年度募集概要

(1) 補助対象

ア 補助対象住宅

- ・ 京都市内に存する既存の戸建住宅であること(新築工事は補助対象外)。
- ・ 専用住宅であること。店舗、事務所等との併用は不可とする(集合住宅、公営住宅、業務用建築物(オフィス、ホテル等)は補助対象外)。

イ 申請できる方

- ・ 以下の(ア)又は(イ)に該当する方
 - (ア) 補助対象住宅を所有し、居住する個人(引越しする方など予定者を含む)。
 - (イ) 買取再販業者等の法人(既存住宅を買い取り、本補助金により改修を行った住宅を住宅購入者に販売する事業者)。ただし、別の施工業者にリフォーム工事を発注する(工事請負契約がある)場合に限る。

(2) 補助対象工事・補助率等

工事の種類	パターン①	パターン②	補助率・補助金額
断熱改修工事	必須 以下の部位から 2 部位以上の断熱改修 〔必須：窓・ガラス 選択：天井、外壁、床〕	必須 「窓・ガラス」 の断熱改修	補助対象経費の 2/3 (上限 120 万円/戸、 このうち玄関ドアは 上限 5 万円/戸)
太陽光発電設備	任意	必須	補助対象経費の 2/3 (すべての工事合わせて 上限 300 万円/戸)
蓄電池	任意	任意	
空調機器 (エアコン)	任意	任意	
換気設備	任意	任意	
照明機器 (調光式 LED 照明)	任意	任意	
給湯機器	任意	任意	
コージェネレーション システム (エネファーム等)	任意	任意	

※ パターン①又はパターン②に該当する工事が対象

(3) 主な補助要件

- ・ 指定の性能を満たす製品を用いた断熱改修工事であること。
- ・ 改修する居室等の床面積の割合が建物全体の延べ床面積に対して指定する割合以上であること。
- ・ 居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）を中心に改修すること。
- ・ 太陽光発電設備は、FIT 制度又は FIP 制度の認定を取得しないこと。
- ・ 蓄電池は、太陽光発電設備で発電した電気を蓄電するものであること。
- ・ 省エネ機器は、従来の機器等に対して省エネ効果が得られること。
- ・ 改修する住宅で使用する電力を、再生可能エネルギー100%電力にすること（電力契約の切替を行うこと）。

補助要件の詳細については、ポータルサイト「脱炭素京都」
(<https://zerocarbonkyoto.city.kyoto.lg.jp/support/dannetsu>) にある本補助金の
「申請の手引き」をご確認ください。

2 申請手続等

(1) 申請受付期間（工事契約前に申請してください）

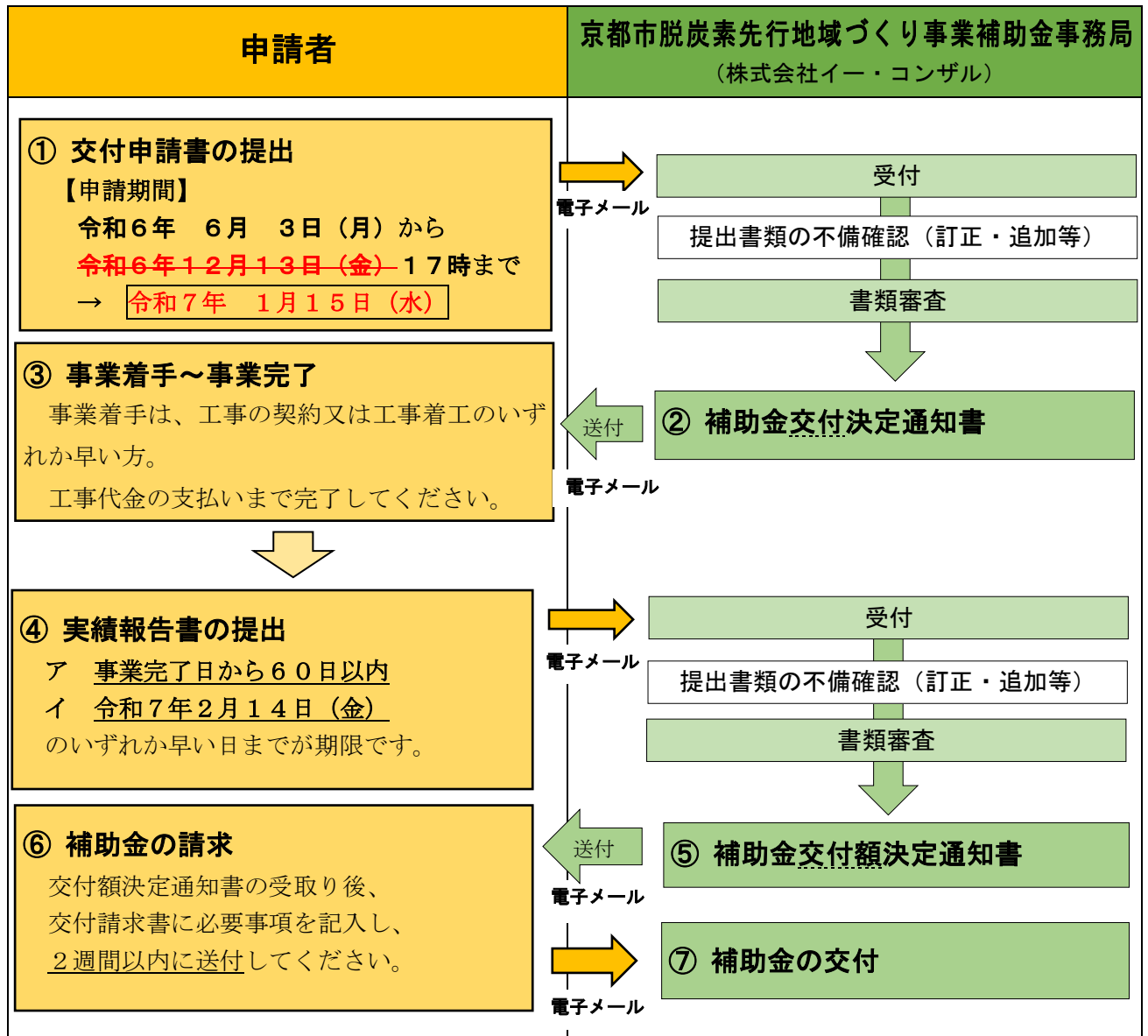
令和 6 年 6 月 3 日（月） から ~~令和 6 年 12 月 13 日（金）~~ まで **必着**
→ **令和 7 年 1 月 15 日（水）**

- ※ 申請・工事に当たっては、京都市の景観規制やその他関係法令に留意すること。
- ※ 実績報告は、事業が完了してから 60 日以内又は令和 7 年 2 月 14 日（金）のいずれか早い日までに実施すること。
- ※ 予算額に達した時点で受付を終了する。

(2) 申請方法

原則電子メール

(3) 手続きの流れ



(4) 申請及び問合せ窓口

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金事務局（株式会社イー・コンザル）

- ・受付時間：平日 午前9時～正午、午後1時～5時
- ・電 話：050-8884-9988
- ・電子メール：zero-carbon-kyoto@e-konzal.co.jp